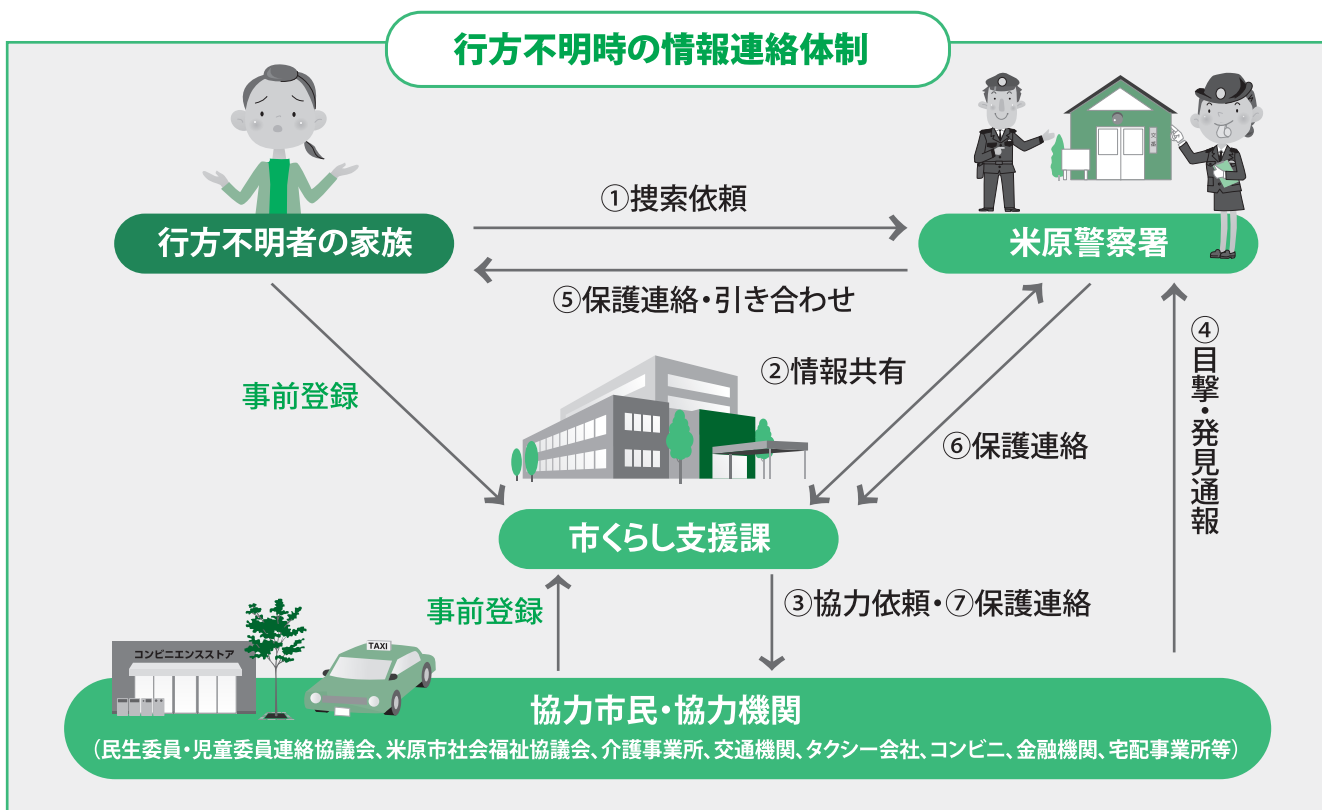


認知症高齢者等SOSネットワーク事業への 事前登録をお願いします

問 市暮らし支援課(山東庁舎)
☎55-8110 ☎55-8130

平成26年度に行方不明になった認知症の人は県内で79件、市内で6件ありました。発見者は近所の人や警察、消防団などさまざまです。認知症高齢者等の早期発見・保護には、地域ぐるみで協力し、支える仕組みづくりが大切です。

「認知症高齢者等SOSネットワーク」は、関係機関や協力市民・協力事業所がネットワークを構築し、認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期発見・保護する仕組みです。



早期発見にご協力ください!

市に事前登録された認知症高齢者等が行方不明となれば、その家族等から米原警察署へ行方不明者の届出があった場合に、協力者として事前登録した市民のみなさんや市内の事業所等にメールやファクスで行方不明者の特徴等が情報提供されます。認知症高齢者等とその家族を支えるためにも、市民のみなさんや市内の事業所のみなさんの積極的な登録にご協力をお願いします。

ご協力いただける市民のみなさんは、市メール配信サービスに登録してください。

登録方法

- 下記のURLにアクセス
URL <https://service.sugumail.com/maibara/>
- 携帯電話のQRコード対応機種は、
右記のQRコードを読み取る
- 事件・事故情報を選択



米原警察署と連携協定を締結しました



市は4月4日、認知症高齢者等SOSネットワーク事業について米原警察署と協定を結びました。締結式で平尾市長は「認知症の人や家族が安心して暮らせるまちにしていきたい」、池内署長は「行方不明の高齢者が家族のもとに元気に帰っていただけるよう、各機関と連携した捜索活動を進めていきたい」と話しました。

パブリックコメント

市民意見を募集します

問 市 総務課(米原庁舎)
☎52-1552 FAX 52-4447

現在、市では以下の条例の制定に向けて議論を進めています。この条例について、市民のみなさんご意見を反映し、さらなる内容の充実を図るため、パブリックコメント(市民意見)を募集します。

「米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」(案)

●意見の募集締切 5月9日(月)

●計画(案)の閲覧場所

- ・市役所各庁舎、市立図書館の
市政情報プラザ
- ・各行政サービスセンター
- ・市公式ウェブサイト

●意見の提出方法

閲覧場所に直接提出または郵送、
ファクス、メールで右記へ

市では、番号法に規定する事務に個人番号を利用してきましたが、市が独自に実施する事務でも個人番号を利用するため、同法第9条第2項の規定に基づき条例を改正するものです。

条例改正により、新たに個人番号を利用する事務を規定し、市民のみなさんの利便性の向上や事務の効率化を図ります。市民のみなさんご意見をぜひお寄せください。

意見の提出先

〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地
市 総務課(米原庁舎) ☎52-1552 FAX 52-4447
✉soumu@city.maibara.lg.jp

自転車に乗るときはルールを守り 安全な運転を心掛けましょう

問 市 防災危機管理課(近江庁舎)
☎52-6630 FAX 52-6930

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました

自転車の交通事故減少を目指し、中高生や高齢者にヘルメットの着用を促すことなどを定めた、滋賀県の「自転車の安全で適正な利用に関する条例」が2月26日に施行されました。10月からは自転車損害賠償保険の加入が義務付けられます。

5月は自転車安全利用月間です!

自転車に乗る時はルールを守り、安全な運転を心掛けましょう! 県内の犯罪総数の約2割は自転車盗です。外出先だけでなく自宅でも鍵をかける習慣をつけましょう。

自転車の点検整備
および
防犯対策

自転車損害賠償保険
の加入義務
(平成28年10月1日から)



自転車道路環境の
整備

幼児・児童・生徒・高齢者の
ヘルメット着用

自転車を利用した
観光の推進